

## 寝屋川市社会福祉審議会について

### 【社会福祉審議会概要】

- 中核市移行に伴い、「地方社会福祉審議会」として「寝屋川市社会福祉審議会」を平成31年4月に設置しました。（社会福祉法第7条）
- 「地方社会福祉審議会」は、市長の附属機関として、社会福祉に関する事項全般を審議し、市長の諮問に応じて答申を行い、関係行政機関へ意見を具申するものです。
- 寝屋川市においては、「審議会」「専門分科会」「審査部会」の3層構造で運営します。

